

大阪高等工業学校の入学者選抜制度の歴史

佐々木 享

はじめに

- I. 前期大阪工業学校の入学者選抜制度（1896～1899）
 - II. 後期大阪工業学校の入学者選抜制度（1900～1902）
 - 1899年の学則改正
 - 学制改革に伴う過渡期
 - III. 専門学校令時代の大阪高工の入学者選抜制度（1903～1928）
 - 1903年の入学者選抜制度改正
 - 学科試験
 - 体格検査（身体検査）
 - 入学者選抜の日程
 - 学年始期の変更と入学者選抜の日程
 - 無試験検定による選抜
 - 競争率
 - 入学志願者・入学者の入学前の学歴
- まとめにかえて

はじめに

本稿では、大阪高等工業学校の入学者選抜制度の歴史の概略を述べる。

大阪高等工業学校と称した学校は、歴史上2校存在した。その最初の学校は、1896（明治29）年に大阪工業学校として創立され、1901（明治34）年に大阪高等工業学校と改称した学校である。この大阪高工は、1929（昭和4）年3月に廃止され、同年4月に発足した官立の大阪工業大学の母胎となった。大阪工大は1933年3月に、大阪帝国大学工学部となった。今日の大阪大学工学部の前身である。（大阪帝国大学が設立されたのは1931年6月で、医学部、理学部の2学部で出発した。）本稿でとりあげるのは、この、阪大工学部の源流となった大阪高工である。

もう1つの大阪高等工業学校は、1939（昭和14）年に設立された同じく官立実業専門学校である。この大阪高工は1944年4月に大阪工業専門学校と改称、戦後の学制改革に伴い、1949年には他のいくつかの学校とともに浪速大学設立の一翼をになった。1955年には大阪府立大学と改称し、今日に至っている。本稿では、この2度目の大阪高等工業学校については、以後言及しないこととする。

大阪工業学校は、東京工業学校について2番目の官立工業学校として設立された。

大阪工業学校が設立された1896年当時、工業の専門教育を行なう学校としては、東京工業学校のほか、第三高等学校工学部があった。この工学部は中学校卒業程度を入学資格とする修業年限4年の学校であった。三高工学部は1894（明治27）年に設置され、1900（明治33）年に廃止された。三高工学部を専門学校の一種と考えると、大阪工業学校はこの種の官立学校として第3番目に設立された学校ということになる。

なお、大阪工業学校設立の翌1897（明治30）年には第五高等学校にも工学部が設置された。五高工学部は1906（明治39）年に五高から分離独立して熊本高等工業学校となった。

ところで、ここでとりあげる大阪高工は、後述するように、発足当初から1899年までは高等小学校卒業（当時は尋常科4年、高等科4年）を入学資格としており、後の専門学校よりは低度の実業学校であった。本稿ではこの時期にさかのぼって述べる。本稿が依拠する主たる資料は同校の毎年『学校一覧』であるが、同校のそれは東京高工の『学校一覧』と違って入学者選抜に関する記述が薄く、他に適切な資料が見当たらないので、本稿の記述・分析も概略の程度にとどまらざるを得ない。

なおここでは、本科の入学者選抜についてのみ述べる。外国人の入学者選抜については省略する。

1. 前期大阪工業学校の入学者選抜制度（1896～1899）

1896（明治29）年に創立された大阪工業学校は、東京工業学校とは違って、高等小学校卒業を入学資格とする修業年限4年の学校であった。当時の小学校は、尋常小学校4年、高等小学校4年であった。創設当初の大阪工業学校は後の専門学校に相当する学校ではなく、後の実業学校令下の工業学校に相当する学校であった。その目的も、「本校ハ上等職工及職工長ヲ養成スル所トス」とされた。本稿ではこの時期を前期大阪工業学校の時期と呼ぶ。

設立当初には下記のような2部、6科がおかれた。

機械工芸部 機械科

化学工芸部	{	応用化学科
		染色科
		窯業科
		醸造科
		冶金科

当初の入学関係の規則は以下の如くであった（『大阪工業学校一覧 明治30～31年』による。
なお明治29～30年の『一覧』未見）。

第二十条 入学ノ期ハ毎学年ノ始メ一回トス

但入学試業ノ期日ハ其都度之ヲ定ム

第二十一条 本校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ其年齢満十四年以上満二十五年以下ニシテ高等小学
校卒業以上ノ学力ヲ有シ品行方正身体壮健ニシテ入学試業ニ及第シタル者ニ限ル

第二十二条 入学試業科目ハ左ノ如シ

- 一 読書 附筆記 漢字交り文
- 一 作文 書牘文 漢字交り文
- 一 算術 （四則、分数、小数、比例、百分算、開平、開立、求積）
- 一 代数 （定義、符号、括弧用法、加減乗除法、一元一次方程式）
- 一 幾何 定義、公理、直線、直線形
- 一 物理 大意
- 一 英語 凡ナショナル第三読本ノ程度
- 一 図画 { 自在画（臨写模写）
用器画（平面幾何画法、投象画法初歩）

但修業年限四個年ノ高等小学校ヲ卒業セス又ハ尋常中学校第二年級ヲ修了セサル者ニ対シテ
ハ前項ノ学科ノ外地理歴史ヲ課ス

第二十三条 入学試業ヲ受ケントスル者ハ受験料トシテ金貳円ヲ納ムヘシ

但自己ノ都合ニ依リ試業ヲ受ケサルコトアルモ既納ノ受験料ハ返付セス

第二十四条 入学試業ヲ受ケントスル者ハ入学願書（甲号書式）ニ履歴書（乙号書式）及受験料
相添ヘ本校ヘ差出スヘシ

〔書式一略〕

この規則で注目すべき点を整理しておこう。

① この時期の同校の「学年ハ九月十一日ニ始リ翌年九月十日ニ終ル」とされていた。当時は、高等
師範学校を除くほとんどすべての官立学校が9月11日始期制を採用していたから、それにならっ
たものと思われる。なお、等しく9月11日始期制とはいっても、大阪工業学校の方式と、東京工

業学校のように9月11日から7月10日までを学年の期間とし7月11日から9月10までを休業とする方式とがあったことをつけくわえておく。

入学試業の実施時期については、初期の『学校一覧』には記載されていない。

② 入学資格としては、

- a) 満14歳以上満25歳以下
- b) 高等小学校卒業以上の学力あること
- c) 品行方正身体壮健であること
- d) 入学試業に及第すること

の4箇条が掲げられている。年齢については下限だけでなく、上限も定められていることに注目したい。

b) の条件については、これは高等小学校卒業という学歴を定めているのではなく、学力についての要求水準をしめしているに過ぎないことに注目する必要がある。学力自体は、高等小学校卒業者についても改めて入学試業と称された学力検定試験が課されるのである。

「品行方正身体壮健」を要件としていることは、戦前の学校の通例である。しかし、「身体壮健」の名で、身体に障害ある者が排除されていたであろうことには注目しておくべきであろう。

入学資格の規定に関して注目すべきことは、条文に見る限り女子が排除されていないことである。(東京工業学校もそうであった。)これが女子の入学を認める意であったのか、男子のみであることを当然視して明記しなかったのかを判断すべき材料はない。『学校一覧』記載の生徒氏名、出身地統計等には男女の区分はなく、また女子と推定されるような氏名はほとんどない。

③ 入学試業は、高等小学校卒業あるいは尋常中学校2年修了の学歴を持つ者には、読書、作文、算術、代数、幾何、物理、英語、図画の8科目について実施された。この学歴を持たない者には、このほかに地理、歴史が課された。広い範囲にわたって学力試験が実施されたわけである。

④ 大阪工業は、発足当初は前述のように6学科編成であった。規定や願書の書式にみる限り、第2、第3志望を認めていた形跡はない。

⑤ 規定にみる限りでは、入学試業が学力検定試験の性格をもつものだったのか、競争試験をもつものだったのか、判然としない。初期については、入学志願者の統計がないので、実態面から入学試業の性格をおしはかることもできない。

後期大阪工業学校の入学者選抜制度（1900～1902）

1899年の学則改正

大阪工業学校では、1899（明治32）年6月に前述のような大規模な改革を実施した。学校の教育目的を「本校ハ将来工業ニ従事スヘキ者ヲ養成スル所トス」と改め（規則第一条）、入学資格を高等小学校卒業（当時は、なお、尋常小学校4年、高等小学校4年であった）から中学校卒業に引きあげ、修業年限を4年から3年に短縮し、学科課程を全面的に改訂した。また新たに、船体科、機関科の2科からなる造船部を設置した。従来の6学科から8学科になったわけである。ただし、この1899年には旧学制による生徒が入学しているので、新学制は翌1900年の入学生から適用されたものとおもわれる。

新しい規則の入学関係の条文は以下の如くであった。

第二十七条 入学ノ期ハ毎学年ノ始メ一回トス

但シ入学試業ノ期日ハ其ノ都度之ヲ定ム

第二十八条 本校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ其年齢満十七年以上満二十五年以下ニシテ品行方正ナルハ勿論第二十九条ノ入学試業ニ合格シ又ハ第三十条ノ資格ヲ有シ体格検査ニ合格シタル者トス

第二十九条 入学試業学科目ハ左ノ如シ

但シ試業ハ中学校卒業ノ程度ニ依ル

- | | |
|------|------|
| 一 読書 | 一 作文 |
| 一 算術 | 一 代数 |
| 一 幾何 | 一 三角 |
| 一 物理 | 一 化学 |
| 一 図画 | 一 英語 |

第三十条 道庁府県立中学校又ハ本校ニ於テ適当ト認メタル郡、市、町、村、私立中学校ヲ卒業シ当該学校長ニ於テ其ノ卒業者タルコトヲ證明シタル者ハ入学試業ヲ要セス

第三十一条 前条入学志願者ハ便宜ノ地ニ於テ病院又ハ医師ニ就キ体格検査ヲ受クヘシ

第三十二条 入学試業ニ合格シタル者及ヒ第三十条ニ依リ入学ヲ許スヘキ者ハ各募集人員ノ半数トス

第三十三条 入学試業ニ合格シタル者募集人員ノ半数ニ満タサルトキハ第三十条ノ志願者ヲ以テ之ニ充テ第三十条ノ志願者募集人員ノ半数ニ満タサルトキハ入学試業ニ合格シタル者ヲ以テ之ニ充ツル者トス

第三十四条 第三十条ノ志願者募集人員ノ半数ヲ超過シタルトキハ左ノ課目ニ就キ試業ヲ行ヒ優

等ノ者ヨリ順次入学ヲ許スヘシ

但シ試業ハ中学校卒業ノ程度ニ依ル

- 一 数学 一 物理
- 一 化学 一 図画
- 一 英語

第三十五条 入学試業ヲ受ケントスル者ハ受験料トシテ金貳円ヲ第三十条ニ依リ入学セントスル者ハ検定料トシテ金壹円ヲ納ムヘシ

但シ病氣或ハ自己ノ都合ニ依リ試業ヲ受ケス又ハ願書ヲ取消スコトアルモ已納ノ受験料又ハ検定料ハ返付セス

第三十六条 入学試業ヲ受ケントスル者ハ入学願書（甲号書式）ニ履歷書（丙号書式）及ヒ受験料相添ヘ本校ヘ差出スヘシ

第三十七条 第三十条ニ依リ入学セント欲スル者ハ入学願書（乙号書式）ニ履歷書（丙号書式）当該学校長ノ證明書体格検査證（丁号書式）及検定料相添ヘ本校ヘ差出スヘシ

〔書式省略〕

（『大阪工業学校一覧 従明治32年至明治33年』1899年12月、による）

この規則の特徴は、次のように要約することができます。

①入学資格の定め方が複雑である。

まず基礎資格というべきものとして年齢の下限と上限を定め、品行方正であることを求めている。年齢の下限は、旧課程より一挙に3年引きあげられた。これは、後述のように学歴の程度を高小卒から中卒に引き上げたことに対応している。25歳という上限は変更されなかった。年齢の下限を定める方式はこの時期の殆どすべての学校にみられたが、上限を定める方式は、東京高等工業にはみられたが、高等学校、高等商業学校にはなかった。

この時期の東京高等工業もそうであったが、明文をもって女子を排除してはいなかったことが注目される。これは、女子の入学を認める趣旨ではなく、女子の入学希望者がいることを予測していなかった意と解される。

以上の基礎資格をもつ者のうち、学校の行なう学力試験に合格した者、または道府県立あるいは本校が認める他の公私立中学校の卒業者は無試験で入学させる、としている。

②中学校卒業の学歴のない者（ここには当然に工業学校卒業者もふくまれる）には、読書、作文、算術、代数、幾何、三角、物理、化学、図画、英語の10科目の学力試験が課される。これにたいし、中卒者には、その志願者が定員内ならば試験は課されないが、志願者が定員を超えたときには、数学、物理、化学、図画、英語の5科目の試験が課される。

③学力試験合格者と有学歴者の入学定員は、それぞれ全入学定員の半数である。ただし、学力試

験合格者が定員に満たなければその欠員部分に有学歴の志願者を入学させるし、また逆に有学歴の志願者が定員に満たなければその欠員部分に学力試験合格者を入学させる、としている。

また、有学歴の志願者が募集定員を超えたときには、中卒程度で5科目の試験を課し、その成績順に入学させるとしている。この規定の通りだとすると、学力試験の合格者がひじょうに少なくても大幅に欠員部分があるのに、有学歴の志願者が僅かでも定員の半数を超えた場合には選抜のための試験を課すかのように解される。残念ながら、大阪高工の入学志願者の学歴別内訳は知られていない。

④規定によると、学歴のない者は学力試験のほか(学校が行なう)体格検査を受けなくてはならないが、中卒者は病院等で体格検査を受けなくてはならない。

なお規則には、口頭試問に関する条項がないので、これを実施しなかったのかと思われる。

⑤本校は、大阪工業学校として発足した当時は2部6科、1899年からは3部8科編成となった。1903(明治36)年からは部編成をやめ、8学科となった。なお同年より従来の船体科は造船科に、機関科は船用機関科となった。このように学科が複数並置されている場合には、出願時に第2志望以下を認めるのかどうかの問題となるが、規則にはこれに関する条項はみえない。また「明治35～36年」の『学校一覽』に収録された「入学志願者心得」に、「本校ニ入学セントスル者ハ規則第二条ノ教科ニ就キ一科ヲ選ヒ出願スルコトヲ要ス而シテ一旦撰定シタル教科ハ入学後如何ナル事情アルモ之カ変更ヲ許サ、レハ……」とある。各年の科毎の入学人数に著しい偏りがあったところをみると、出願を1科に限定したのは当初からの方式であったと思われる。

入学資格を一挙に引き上げた1899年にも出願者は減少せず、平均競争率は2.25倍となった。1900(明治33)年に入学志願者が初めて100名を割った背景は必ずしも明らかでない。これ以後、大阪高工の入学志願者数は、ほぼ一貫して増加の一途を辿っている。

学制改革に伴う過渡期

学校制度が改編されると、現にある学校に学んでいる生徒が大きな影響を受けることがある。近くは、1948(昭和23)年4月に旧制高等学校に入学した生徒は、この年度末をもって旧制高校という学校制度が廃止されたため、全員が1年修了をもっていわば放り出され、1949年に発足した新制大学を改めて受験しなければならなかったという例があった。(なお1947年に旧制高校に入学した者は、1950年3月に卒業し、旧制大学最後の受験の機会が与えられた。)

大阪工業学校では、1899(明治32)年の年度途中で、入学資格を高小卒から中卒に引き上げ、修業年限を4年から3年に短縮するという大きな改革が実施された。当時の中学校は高等小学校2年修了を入学資格とする修業年限5年の学校であった。したがって、尋常小学校入学から大阪工業学校卒業までの正規のルートの修業年限は、旧課程では12年、新課程では14年であった。ところ

が、「明治32～33」年の『学校一覧』等によると、大阪工業学校では、1899年には旧課程の4年生を新課程の3年生に位置づけ、彼らを1900（明治33）年7月に新課程の第1回卒業生として送り出している。1899年までに旧課程で入学し順調に進級した者は、6か年在学したのではなく、在学期間4か年で、つまり1900年以降に新課程に入学した者よりも尋常小学校入学から数えた修業年限で2か年も短いまま、新課程の修了者として卒業したのであった。旧課程時代に入学した者にとっては思わぬ福音であったに相違ないが、学校側にしてみれば、このような措置をとり得る程に、はじめから程度の高い授業をしていたということだったのであろう。

いずれにせよ、過渡期にこのような措置がとられたために、大阪工業学校では旧課程の卒業者は結局1人も出なかったわけである。

Ⅲ. 専門学校令時代の大阪高工の入学者選抜制度（1903～1928）

1903年の入学者選抜制度改正

1903（明治36）年3月に専門学校令が公布され、同年4月1日から施行された。これにより、男子については中卒、女子については修業年限4か年以上の高女卒を入学資格とする修業年限3か年以上の「高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校」は統一的な規制のもとにおかれることとなった。

大阪高等工業学校も専門学校令に対応して規則を整備した。改正規則中の入学者選抜に関する条文は以下の如くである。（この改正規則は1903年9月11日から施行されたが、この1903年の入学者選抜は附則により改正規則によって実施された。）

第九条 入学ノ期ハ毎学年ノ始メトス

第十条 本校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ品行方正年齢満十七年以上ノ男子ニシテ左記ノ内其一ニ該当シ凡ツ撰抜試験及体格検査ニ合格スルヲ要ス

- 一 中学校ヲ卒業シタルコト
- 二 工業学校ヲ卒業シタルコト
- 三 専門学校入学者検定規定ニ依ル試験検定ニ合格シタルコト
- 四 明治三十五年文部省告示第八十二号高等学校大学予科入学予備試験ニ合格シタルコト

第十一条 撰抜試験ハ中学校卒業ノ程度ニ依リ左ノ学科目ニ就キ本校ニ於テ之ヲ行フ

- 一 国語 読書、作文
- 一 英語 書取、文典、訳解
- 一 数学 算術、代数、幾何、三角術
- 一 物理及化学
- 一 図画 自在画、用器画

第十二条 撰抜試験ヲ受クル者ハ受験料トシテ金貳円ヲ納ムヘシ

但一旦納メタル受験料ハ如何ナル事情アルモ返付セス

この改正規則については、以下のような特徴を指摘できよう。

- ①従来の入学資格規定にみられた年齢制限の上限が撤廃された。
- ②入学資格が明文をもって男子に限定された。

③受験資格を中学校卒、工業学校卒、専検の試験検定合格者、高校大学予科入学予備試験合格者に限定し、これらの者はすべて学科試験として行なわれる選抜試験と体格検査とに合格することを要求された。（なお、高校大学予科入学予備試験の制度は1か年実施されただけで1903年4月には廃止された。しかし大阪高工の受験資格からこの項が削除されるのは1908年からであった。）規定にいう「撰抜試験」が一定の学力を要求する学力検定の意義をもつのか、競争試験の意義なのかははっきりしない。

なお、十条二号の「工業学校卒業生」という規定は1908年から専検の無試験検定合格者と変更された（これは実質的な変更ではない）。

④当時の多くの学校にみられた口頭試問がないことも、注目してよいことかも知れない（高校にも口頭試問はなかった）。

学科試験

1903（明治36）年の規則にみられるように、同年から大阪高工の入学選抜は、中卒、工業学校卒、またはこれと同等以上の学力ありと検定された出願者につき、選抜試験としての学科試験と体格検査を行なうことで実施された。体格検査は、体格のよい者を選ぶのが目的ではなく、体格の悪い者、虚弱者を排除するのが目的であったと考えられる。したがって体格検査には競争試験の意義はなく、選抜は学科試験の成績が最も重要な重みをもったものと考えられる。

なお大阪高工では、学則や入学選抜実施要項などにみる限り、1912（明治45）年に始まった無試験検定入試を除くと、選抜試験の一環としての口頭試問は実施しなかった。

大阪高工は入試の学科試験科目を毎年その都度定める方式はとらず、予め学則に定めていた。専門学校程度の学校になってからのその科目を年代ごとに整理すると表1の如くであった。

1899（明治32）年から1902（明治35）年までは、数学、物理、化学、図画、英語の5科目が課された。（もっとも、のちには「物理及化学」という科目で表示されるから、科目の数にはあまり大きな意味はない。）専検の試験検定制度の発足以前なので、中学校卒業生以外の者には（したがって工業学校卒業生にも）読書、作文、算術、代数、幾何、三角、物理、化学、図画、英語の10科目が課された。中卒者に対する試験よりも、読書、作文が余分に課されたとみてよいであろう。

表1 大阪高工の入試の学科試験科目（1899～1928）

年 代	科 目					
1899～1902	数学	物理	化学	図画	英語	
（中卒以外の者には、読書、作文、算術、代数、幾何、三角、物理、化学、図画、英語）						
1903～1908	国語（読書、作文）	数学（算術、代数、幾何、三角術）	物理及化学		図画（自在画、用器画）	英語（書取、文典、訳解）
1909～1914		数学（算術、代数、幾何、三角法）	物理及化学		図画（自在画、用器画）	英語（書取、和文英訳、英文和訳）
1915～1927		数学（算術、代数、幾何、三角法）	物理学	化学	用器画	英語（和文英訳、英文和訳）
1928		数学（算術、代数、幾何、三角法）	物理学	化学		英語（和文英訳、英文和訳）

各年の「学校一覧」による。

1903（明治36）年からは、すべての受験者に国語、数学、物理及び化学、図画、英語が課された。「物理及化学」という科目表示は、1894（明治27）年改正の「尋常中学校ノ学科及其程度」の表示にしたがったものであろう。この表示は、1901（明治34）年の中学校施行規則にそのまま継承されている。なお当時の中学校の科目表示では「国語及漢文」であり、高校入試では実際に国語と漢文とが課されていた。大阪高工では漢文は課されなかった。

1909（明治42）年からは、数学、物理及化学、図画、英語の4科目となった。つまり従来に比較して国語がなくなった。

1915（大正4）年から、物理と化学が別個の科目と数えられ、従来の図画は自由画を除いた用器画と改正された。これは1927（昭和2）年の入試まで続いた。

文部省は1927年に、中等学校入試、高校入試、専門学校入試に関して改善を促す一連の通牒を出した。官立実業専門学校入試については、実業専門学校長会議を経て27年11月22日に「実業専門学校試験制度改正ニ関スル件」（発専第141号）という次官通牒により「官立実業専門学校入学者選抜方法要項」をしめした。その要点は以下の如くである。

①入学者の選抜は、志願者の入学前の学業成績と選抜試験の成績とを考査して決めること。志願者の一部を入学前の成績のみで選抜してもよいこと。

②入学前の学業成績と選抜試験の成績とは対等の価値あるものとして扱うこと。

③口頭試問の方法により人物考査を行なってよいこと。

- ④志願者には身体検査を施行すること。
- ⑤選抜試験期日は大体现行の通りとすること。
- ⑥選抜試験科目は4科目以内とすること。
- ⑦選抜試験問題は各学校で作成し、暗記に偏するものを避け理解、判断、推理の能力を試すを旨とすること、など。

この実施要項中には、学校毎にすでに実施しているものもあり、実施されていない条項については1928年度入試から少しずつ実施に移された。専門学校側にとって最も問題となったのは、②項であった。無試験検定志願者のみでなく試験検定志願者に対しても在学中の成績証明書の提出が求められるようになったが、その活用の実際をしめす資料が発表された例は管見の限りでは知られていない。

1928年の入試は、大阪高工としての最後の入試であった。選抜方法のうち前年までと違ったのは、試験科目が1科目、用器画がなくなったことだけのようであった。

体格検査（身体検査）

前期大阪工業学校時代の学則には入学資格として「身体壮健」であることを要求していたが、入学者選抜に際して体格検査を実施していたかどうかは明らかでない。

後期大阪工業学校時代の学則では、入学資格の一つとして体格検査に合格することが必要だと明記されるようになった。志願者が定員以内なら無試験の中卒の志願者の場合には、「便宜ノ地ニ於テ病院又ハ医師ニ就キ体格検査ヲ受クヘシ」とされた。検査を受くべき事項は指定されたが、合否の基準は示されなかった。

1903年以降すなわち専門学校令となってからの学則によると、すべての志願者が学校で行なう体格検査に合格することが要求されるようになった。この時期の選抜試験の日程が比較的長かったのは、体格検査の日程をふくんでいたからではなかったかと思われる。1912年から始まった無試験検定入試においても、身体検査が行なわれたことはいうまでもない。

なお、「体格検査」は1908（明治41）年改正の学則から「身体検査」と改められた。

身体検査の合否の基準は、「明治42～43年」の『学校一覧』記載の「入学志願者心得」のなかにその概略が示されるようになった。関連部分は次の如くである。

身体ノ健全ナラサルヘカラサルコトハ言ヲ待タサル所ニシテ若シ身体健全ナラサランカ在学中ノ成績如何ニ優秀ナルモ卒業後充分ニ之ヲ發揮スルコト能ハサルノミナラス在学中ト雖トモ多クハ疾病ニ罹リ遂ニ半途退学ノ止ムヲ得サルモノアルニ至ルヘシ故ニ本校ニ於テハ左記各号ノ内其ノ一ニ該当スル者ニハ入学ヲ許サス

一 視力ハ両眼トモ眼鏡ヲ使用シ斯氏試視力表三十分ノ二十以上ヲ見能ハサルカ或ハ辨色力不

完全ナルモノ

- 一 身体薄弱又ハ胸膈盈虚ノ差五仙迷以下ノ者
- 一 呼吸器病（既往ノ肋膜炎ハ全治後ニケ年ニ達セザルモノ）、心臓病、トラホーム、重症脚氣、癩癩、尙儂病若ハ伝染性皮膚病等ノ疾患アルモノ
- 一 聴力ニ障害アルモノ（片側ニテモ）
- 一 高度ノ訥語其他不具ナル者

上記のうち一号は「大正2～3年」の『学校一覧』より「近眼八度ヨリ弱キ者又ハ辨色力不完全ナルモノ」に、また五号は「大正3～4年」の『学校一覧』より「高度ノ訥語其他学修上不適当ト認メタル者」とそれぞれ改められた。五号は差別的な用語を改訂したものであろう。全体として実質的な改訂ではなかったといえよう。

この規定は「大正8～9年」の『学校一覧』まで記載されており、以後の『学校一覧』には「入学志願者心得」自体が記載されなくなった。もちろん1921（大正10）年以降も身体検査は行なわれており、基準が公表されなくなっただけのことである。

身体検査で不合格とされた者がどのくらいあったかなどのデータは知られていない。身体検査の可否の基準が公表されていた例は少ないので紹介したものである。

入学者選抜の日程

大阪高工の入学者選抜の日程は、1902（明治35）年までについては未詳である。1903年以降は各年の『学年一覧』に入学者選抜の日程が記載されている。これによると、1903（明治36）年の選抜試験は9月1日から実施されているが、翌1904年からは毎年6月下旬から7月上旬にかけて実施されている。

この時期の大阪高工の学年始期は9月11日であり、下級学校である中学校（そしておそらく工業学校も）の学年は4月1日から翌年3月31日までであったから、選抜期日を設定する際の選択幅は大きかった筈である。この時期の官立高校の入試（学科試験）期日は7月10日ないし11日頃から開始されていたから、大阪高工の選抜試験の日程は官立高校より前に設定されていたわけである。なおどういうわけか、願書出願期日は一定していなかった。

大阪高工の入学者選抜日程は1911（明治44）年から大きく変わり、4月上旬に実施されるようになった。4月に試験を実施する方式は、無試験検定入試が導入された1912年以降にも継承された。すなわちこの年から、無試験検定のための口頭試問と身体検査は4月6日に、試験検定は4月7日から実施されるようになった。この時期の大阪高工の学年暦では、4月7日までは春季休業とされていた。入学者選抜は春季休業中から3学期の初めにかけて実施されるようになったわけである。この時期の大阪高工の入学者選抜の日程は表3の如くであった。

表2 大阪高工の入学者選抜の日程（1900～1910）

	願書受付	選抜試験	出典（学校一覧）
1900（M33）	5月初旬より官報，新聞に広告する		『明治32～33年』 p. 37
1901（34）	時々官報，新聞に広告する		『明治33～34年』 p. 35
1902（35）	5, 6月頃官報，新聞に広告する		『明治34～35年』 p. 36
1903（36）	8/1～8/20	9/1ヨリ	『明治35～36年』 p. 40～42
1904（37）	6/1～6/20	6月下旬乃至7月上旬	『明治36～37年』 p. 51
1905（38）	6/1～6/20	6月下旬乃至7月上旬	『明治37～38年』 p. 40
1906（39）	6/10～6/25	6/29ヨリ	『明治38～39年』 p. 40
1907（40）	6/17～6/26	6/29～7/5	『明治39～40年』 p. 38
1908（41）	6/20～6/26	6/29～7/5	『明治40～41年』 p. 39～40
1909（42）	5/1～5/31	6/26～7/3	『明治41～42年』 p. 39～40
1910（43）	6/1～6/20	6/25～7/2	『明治42～43年』 p. 39～40
1911（44）	3/20～3/30	4月上旬	『明治43～44年』 p. 39～40

各年の『学校一覧』による

表3 大阪高工の入学者選抜の日程（1912～1915）

	願書受付	無試験検定 同上受験者 の身体検査	試験検定	
1912（M45）	4/1～4/5	4/6	4/7ヨリ	『明治44～45年』 p. 36
1914（T 3）	4/1～4/5	4/6	4/7～4/10	『大正2～3年』 p. 36～37
1915（T 4）				

『明治45～大正2年』の『学校一覧』は未見。

学年始期の変更と入学者選抜の日程

大阪高工は、東京高工などととともに、1916（大正5）年から学年4月1日始期制に切替えた。明治末期以降に新設された官立専門学校の大部分は、創設当初から学年4月1日始期制をとっていた。しかし、それより古い歴史をもつ官立専門学校の学年始期は多様であった（最も多かったのは学年9月11日始期制であった）。こうした学校の学年始期がこの年から一斉に4月1日に切替えられたのである（官立高校は1921年から）。

中学校の学年末と専門学校の学年始期とが直接に接続することになったわけである。このため、従来と違って入学者選抜期日をいつに設定するかは大きな問題となったと思われる。

結果をいえば、入学者選抜は3月中に実施されるようになった。年により多少の違いはあったが、試験検定つまり学科試験は早い年には3月18日から、遅い年には3月27日から始められた。いずれにしても3月中に合格者発表が行なわれた。つまり、入学者選抜は中学校の学年末に実施されるようになったのである。3月24、25日頃から始まる年と3月18、19日頃から始まる年とがあったが、これは他の学校とくに他の高等工業の選抜期日との関係を考慮した選択だったのかも知れない。この時期の他の学校の入学者選抜期日には不明なものが多いので、詳細は他日を期したい。

1921（大正10）年からは高等学校も学年4月始期制に転換し、その入学者選抜も3月中に実施されるようになった。したがってこれ以後の大阪高工の入学者選抜の日程に関しては、他の高工のそれと重なる（重ねる）かどうかだけでなく、高校の選抜日程との関係も問題になってきた。これは官立実業専門学校すべてに共通する問題であった。

官立実業専門学校の入学者選抜方法については、1920（大正9）年5月の直轄実業専門学校長

表4 大阪高工の入学者選抜の日程

年	願書受付期間	無試験検定及び同志願者身体検査	無試験検定の結果発表	試験検定	試験検定志願者の身体検査	試験検定の結果発表	出典
1916(T 5)	2/ 1~3/25	3/26	3/26 午後	3/27 3/28	3/29 3/30	3/31 午前	『大正4~5年』 p. 37~38
1917(T 6)	3/16~3/22	3/23	3/23 午後	3/24 3/25	3/27 3/28	3/29 午前8時	『大正5~6年』 p. 35~36
1918(T 7)	3/10~3/16	3/18	3/18 午後	3/19 3/21	3/22	3/23 午前8時	『大正6~7年』 p. 35~36
1919(T 8)	3/16~3/22	3/24	3/24 午後	3/25 3/27	3/28	3/29 午後	『大正7~8年』 p. 35~36
1920(T 9)	3/10~3/16	3/17	3/17 午後	3/18 3/20	3/21	3/22 午後	『大正8~9年』 p. 35~36
1921(T10)	2/16~3/15	3/24		3/25 3/27	3/28		No.26（1921年1月11日）
1922(T11)							
1923(T12)	2/12~3/10	3/17	3/17 午後	3/19~3/21	3/22	3/23 午後	No.98（1923年1月11日）
1924(T13)	2/12~3/ 5	3/16		3/18~3/21			No.125（1924年1月21日）
1925(T14)	2/ 9~3/ 5	3/16		3/18~3/21			No.161（1925年1月21日）
1926(T15)	2/15~3/10	3/21		3/23~3/26			No.196（1926年1月21日）
1927(S 2)	2/ 1~2/28	3/16		3/17~3/24			No.231（1927年1月21日）
1928(S 3)	2/ 1~2/29	3/22		3/24~3/27			No.265（1928年2月 1日）

1920年までは各年の『学校一覧』による。1921年以降は『文部時報』の記事による。

会議の重要な課題とされた。その結果官立高工の選抜日程については、全校を甲組（東京高工、京都高等工芸、熊本高工、米沢高工、横浜高工、金沢高工）と乙組（大阪高工、名古屋高工、桐生高工、秋田鉱専、東北帝大工学専門部、広島高工）とに分け、各組の入試を前期（3月18日から5日間）、後期（3月24日から5日間）を隔年に相互入替えて施行することを決めた。前期は官立高校の入試と重なる日程である。1921年の入学者選抜はこの方針に沿って、甲組を前期、乙組を後期として実施された。大阪高工では試験検定を3月25・27日の両日に実施した。

前期・後期を交互にという方針は翌年1922年からたちまちくずれてしまった。東京高工、京都工芸のように続けて前期に実施した学校があったからである。残念ながらこの年の大阪高工の入学者選抜の日程は目下不詳である。

官立実業専門学校の入学者選抜の日程は、毎年の学校長会議で議論されたが、統一的、継続的な方針を確立することは容易でなかったようであった。

1924（大正13）年、1925（大正14）年の両年には、全官立高等工業学校は前期つまり官立高校と同じ期日に入学者選抜試験を実施した。大部分の高校は官立高校と同じ3月18日に入試を始めたが、一部には19日から始めた学校もあった。

1926（大正15）年からは、再び官立高工20校をA組、B組に分け、各組の入学試験を前期・後期隔年に実施する方針が採用された。

1921、22年には連続して入学者選抜試験を前期に実施した東京高工も今回は、26年に前期、27年に後期、28年に前期と統一方針にそった。大阪高工は東京高工とは別の組に入って、同じく前期・後期隔年に入試を実施した。

無試験検定による選抜

大阪高工は1911（明治44）年6月に「入学規定」を改訂し、翌1912年の入学者選抜から従来通りの学力試験による選抜のほかは無試験検定による選抜方法を併用することとした。ただし、これに伴う学則改正は行なわれなかった。「入学規定」の関係条文は以下の如くであった。（「明治44～45年」の『一覽』の35～36ページによる。）

入学規定 明治44年6月改正

本校入学ニ関シテハ当分ノ内本規定ニ依リ入学検定ヲ行フ入学志望ノ者ハ左記各項了知ノ上本校ニ願出ツヘシ

- 一 入学ヲ許可スヘキモノハ品行善良志望鞏固ナル男子ニシテ左記各号ノ一ニ該当シ且ツ試験検定又ハ無試験検定及身体検査ニ合格スルヲ要ス
 - 一 中学校又ハ工業学校ヲ卒業シタル者
 - 二 専門学校入学者試験検定ニ合格シタル者

三 専門学校ノ入学ニ関シ中学校ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定セラレタル者

- 中学校ヲ卒業シタル志願者ニシテ第三学年及第四学年ノ成績首位ヨリ及第者全数ノ各十分ノ二以内ニシテ卒業成績首位ヨリ卒業者全数ノ十分ノ一以内ニアルモノニハ当該学校長ノ證明ニヨリ無試験検定ヲ行フ但シ無試験検定ニテ入学ヲ許可シタル者ニシテ本校ニ於ケル成績良好ナラサルモノアルトキハ其出身中学校ヲ卒業シタル入学志願者ニ対シテハ爾後無試験検定ヲ行ハス
- 一 無試験検定ハ学業成績其他必要ノ事項ヲ考査シ身体検査ノ上入学ヲ許可ス
 - 一 無試験検定ニヨリ入学ヲ許可スヘキモノ、数ハ各学科募集人員ノ約半数トス
 - 一 無試験検定ノ選ニ漏レタルモノニハ試験検定ヲ行フ但シ身体検査ニ合格セサルモノハ此限ニアラス

- 一 明治四十五年ニ於ケル無試験検定ヲ受ケル者ノ身体検査ハ同年四月六日無試験検定ノ選ニ漏レタル者及一般志願者ノ学業試験ハ同七日ヨリ本校ニ於テ之ヲ行フ

この無試験検定による選抜方法に関する規定は、1915年5月の学則改正に際して学則のなかにふくめられた。この学則による選抜は翌1916（大正5）年から実施された。

以下に、当初の無試験検定による選抜方法の特徴を整理しておく。

①無試験検定による選抜は、在学中の成績についての考査、身体検査、および規定には明記されていないが口頭試問の三者を資料として実施された。これは既に実施していた他校と同様の方式であり、1916年以後もそのまま継承された。

②出願資格は、中学校卒業の成績優秀者に限定された。換言すれば、工業学校卒業者と専検の試験検定合格者には出願資格は与えられなかった。出願資格としての在学中の成績は、中学校第3、4学年において首位から10分の2以内で、卒業試験の成績は首位から10分の1以内であった者とされた。3年間にわたって安定して上位にあったことを要求しているのであるから、この要件は厳しいものであったといえよう。

これらの要件は、1916年以降にもそのまま継承された。

③当初は、特定の中学校を指定する方式をとらなかった。ただし、この方法で入学した者の入学後の成績がよくない場合には、以後その出身中学校からの無試験検定の出願は認めないとされていた。1916年以後は、このただし書はなくなったが、「本校ニ於テ適当ト認メタル中学校ヲ卒業シタ」者に限定するようになった。

④当初は、規定にみる限りいわゆる現役か浪人かを問わずに出願を認めていた。1916年以降は「卒業ノ翌年迄」つまり1浪までと限定された。

⑤無試験検定により入学させる人数枠は、当初は各科募集人員の約半数とされていたが、1916年以降は「半数以内」とされた。

大阪高等工業が無試験検定入試を導入するに至った直接の動機は明らかでない。官立高校は1910

(明治43)年からこれを実施していたし、1911(明治44)年に存在した8校の官立高等工業学校のうち、東京高工、名古屋高工、熊本高工、仙台高工、秋田鉱専の5校は既に無試験検定入試を導入していた。米沢高工は大阪高工と同じ1911年4月に翌年から無試験検定入試を導入することを決めている。1912年には、無試験検定入試を実施していない官立高工は京都高等工芸1校のみであった*。私立学校として出発した明治専門学校も創立当初の1909(明治42)年から無試験検定入試を導入していた。こうして無試験検定入試の導入が大勢となるなかで、大阪高工もまた試験的にこの導入を決めたのであった。試験的であるが故に当初は学則改正をせずに、内規によって施行したということだったのではないだろうか。

*京都高等工芸学校長中沢岩太は、1912年4月の直轄実業専門学校長会議の席上、中学校成績優秀者に先入学の特権を与える制度を廃止すべきだと主張していた(文部省実業学務局『直轄実業専門学校長会議要録』1912年12月)。無試験検定入試反対という同校の方針はその後一貫しており、同校がこの方式を採用したのは他校よりずっと遅い1938年度入試からであった。

無試験検定入試に関する上記の内規は「大正3～4年」の『学校一覧』までは変らなかった。

1915(大正4)年5月の学則改正により、無試験検定入試は学則に明記されるようになった。既にみたように、出願資格などの基本的な点での変更はなかったといつてよい。数年の実績によって規定を整備した、という程度の変更であった。これ以後は、無試験検定による選抜方法についてはさいごまで変更はなかった。

ところで、大阪高工の『学校一覧』には無試験検定入試の実績に関する記載がない。同校の無試験検定入試の実績を『実業専門学校等入学志願者入学者ニ関スル諸調査』によって整理すると表5の如くである。(1924年以前のこの調査は目下のところ知られていない。)

これによると、1925年から1928年までの4年間の無試験検定による入学者は、例年全入学者の10%前後であった。大阪高工より早く、1906(明治39)年から1925年まで無試験検定を実施していた東京高工では、無試験検定による入学者の全入学者中の比率は初期には40%前後に達していたが、のち次第に低下して1924年には10%台となっていた。この東京高工の例から察すると、大阪高工でも無試験検定による入学者は以前にはもっと多かったのかも知れない。

なお試験方法別に合格率を調べてみると、無試験検定の合格率は試験検定のそれと大差なく、低い年があったくらいであった(表6)。審査の内実を知るすべはないが、これらの数字は無試験検定出願者についても厳しい選抜が行なわれたことをしめている。無試験検定に出願して不合格になった者のうち、身体検査に合格した者は一般の試験検定入試に出願できた。このような経過を辿って受験した者の合格率は、当然に最初から試験検定のみに出願した者のそれよりも高かった。しかし、表にみる限りはその合格率は、期待された程には高くなかったといえるのかも知れない。とく

表5 大阪高工の試験検定無試験検定別の入学志願者・入学者(1925~1928)

		入学志願者			受験者			入学者		
		試験検定	無試験検定	計	試験検定	無試験検定	計	試験検定	無試験検定	計
1925 (T14)	機 械	167	28	195	Δ 7 157	26	Δ 7 183	Δ 4 34	6	44
	船用機関	47	2	49	43	2	45	14	2	16
	電 気	146	34	180	Δ 9 137	32	Δ 9 169	Δ 4 18	3	25
	応用化学	96	8	104	Δ 1 94	8	Δ 1 102	29	1	30
	釀 造	108	9	117	Δ 3 104	9	Δ 3 113	Δ 2 27	4	33
	造 船	39	6	45	Δ 1 38	6	Δ 1 44	Δ 1 14	3	18
	採鉱冶金	43	2	45	36	2	38	18	3	21
	計	646	89	735	Δ 21 609	85	Δ 21 694	Δ 11 154	22(11.8)	187
1926 (T15)	機 械	294	44	338	Δ 17 266	28	Δ 17 294	Δ 5 33	5	43
	船用機関	53	3	56	48	3	51	13	4	17
	電 気	248	56	304	Δ 24 220	49	Δ 24 269	Δ 5 17	4	26
	応用化学	149	8	157	Δ 2 131	6	Δ 2 137	Δ 2 24	4	30
	釀 造	94	11	105	Δ 2 88	11	Δ 2 99	Δ 1 27	7	35
	造 船	49	1	50	40	1	41	13	4	17
	採鉱冶金	39	1	40	37	1	38	20	1	21
	計	926	124	1,050	Δ 45 830	99	Δ 45 929	Δ 13 147	29(15.3)	189
1927 (S2)	機 械	279	35	314	Δ 18 268	32	Δ 18 300	Δ 8 32	4	44
	船用機関	86	2	88	Δ 1 83	2	Δ 1 85	18	1	19
	電 気	216	50	266	Δ 24 199	50	Δ 24 249	Δ 9 14	2	25
	応用化学	151	10	161	Δ 2 141	11	Δ 2 152	27	3	30
	釀 造	125	6	131	Δ 4 118	6	Δ 4 124	Δ 4 32	1	37
	造 船	74	8	82	Δ 2 68	6	Δ 2 74	Δ 2 14	3	19
	採鉱冶金	50	1	50	48	—	48	20	—	20
	計	981	111	1,092	Δ 51 925	107	Δ 51 1,032	Δ 23 157	14(7.2)	194
1928 (S3)	機 械	363	35	398	Δ 18 320	26	Δ 18 346	40	3	42
	船用機関	80	5	85	71	1	72	16	4	20
	電 気	259	85	344	Δ 40 221	67	Δ 40 288	21	4	25
	応用化学	186	21	207	Δ 9 163	14	Δ 9 177	27	4	31
	釀 造	145	10	155	Δ 6 130	7	Δ 6 137	36	2	38
	造 船	67	2	69	61	—	61	20	2	22
	採鉱冶金	57	2	59	50	1	51	19	1	20
	計	1,157	160	1,317	Δ 73 1,016	116	Δ 73 1,132	179	20(10.1)	199

△をつけた数は、無試験検定不合格者で更に試験検定を受けた者
外国人は除外してある。

各年の「実業専門学校等入学志願者入学者ニ関スル諸調査」による。

表6 大阪高工の試験検定・無試験検定別合格率（1925～1928）

		受検者	合格者	合格率
1925 (T14)	試験検定	609	154	25.3
	無試験検定	85	22	25.9
	無試験検定不合格で 試験検定を受けた者	21	11	52.4
1926 (T15)	試験検定	830	147	17.7
	無試験検定	99	29	29.3
	無試験検定不合格で 試験検定を受けた者	45	13	28.3
1927 (S 2)	試験検定	925	157	17.0
	無試験検定	107	14	13.1
	無試験検定不合格で 試験検定を受けた者	51	23	45.1
1928 (S 3)	試験検定	1,016	179	17.6
	無試験検定	116	20	17.3
	無試験検定不合格で 試験検定を受けた者	73	—	—

表5による

に1928年には、この経過で受験した者で合格した者はいなかった。

競争率

大阪高工の1903（明治36）年以降の入学志願者・入学者の数を整理すると、表7の如くである。

まず全体の傾向をみると、1905（明治38）年までは平均競争率が3倍を越えることはなかった。学科別にみると、機械科の競争率はつねに3倍程度であったが、窯業科のように競争がある年でも1.5倍程度の学科もあった。このような志願者の偏りは、当然に入学者の成績に学科毎の偏り

表7 大阪高等工業の学科別入学志願者・入学者（1903～1928）

	機 械	応用化学	染 色	窯 業	釀 造	冶 金 (採鉱冶金)	造 船	船用機関	電 気	計 (競争率)
1903(M36)	41/123	15/33	8/15	3/4	15/25	11/34	21/69	19/50		133/353 (2.65)
1904(37)	39/117	10/35	5/13	6/9	25/41	13/30	14/53	17/34		129/332 (2.57)
1905(38)	49/165	23/38	7/7	6/6	30/41	17/38	20/89	23/29		175/413 (2.36)
1906(39)	49/231	20/61		7/13	40/64	25/101	21/113	18/32		180/615 (3.40)
1907(40)	49/269	20/85		8/28	40/87	25/105	21/107	18/49		181/730 (4.03)
1908(41)	49/173	18/58		8/19	38/63	25/66	20/49	17/39	38/163	213/630 (2.96)
1909(42)	46/212	20/67		8/14	39/63	25/61	14/37	14/28	21/122	187/604 (3.23)
1910(43)	49/217	18/63		8/15	36/53	22/59	17/50	13/34	25/146	188/637 (3.39)
1911(44)	46/193	20/65		8/14	37/67	22/38	16/44	17/25	22/127	188/573 (3.05)
1912(45)	47/176	21/82		8/22	40/70	22/33	16/46	18/18	25/162	196/609 (3.11)
1913(T 2)	48/244	20/99		9/16	39/108	23/62	17/63	17/53	23/227	196/872 (4.45)
1914(3)	42/306	20/136			39/112	24/67	17/78	18/53	23/226	189/999 (5.29)
1915(4)	39/325	18/160			37/106	19/94	16/82	17/65	24/182	170/1,014 (5.96)
1916(5)	44/375	23/185			36/79	26/109	19/117	16/60	25/108	189/1,033 (5.41)
1917(6)	43/417	31/232			35/121	25/132	17/103	17/99	24/202	192/1,306 (6.80)
1918(7)	46/473	33/312			37/106	25/143	20/168	18/102	26/204	205/1,508 (7.36)
1919(8)	44/392	29/180			28/141	22/107	25/97	16/64	26/237	190/1,218 (6.41)
1920(9)	39/278	26/132			33/106	23/60	16/107	17/78	22/186	176/947 (5.38)
1921(10)	42/221	28/127			33/99	17/38	14/44	16/50	27/189	177/768 (4.34)
1922(11)	41/153	32/102			33/92	20/26	17/35	17/34	29/129	189/571 (3.02)
1923(12)	43/127	30/69			36/92	17/21	15/24	14/34	25/148	180/515 (2.86)
1924(13)	40/198	29/92			33/94	18/21	17/35	16/27	24/184	177/651 (3.68)
1925(14)	46/197	30/104			33/117	21/45	18/45	17/50	26/182	191/740 (3.87)
1926(15)	45/342	30/157			36/106	21/40	17/51	17/56	27/309	193/1,061 (5.50)
1927(S 2)	44/314	30/162			37/131	20/51	19/82	19/88	26/270	195/1,098 (5.63)
1928(3)	44/402	31/211			39/157	21/61	22/69	20/85	26/351	203/1,336 (6.58)
	1154/6640	625/3047	20/35	85/181	904/2341	548/1642	466/1857	446/1336	534/4054	4782/21133
	5.75	4.88	1.75	2.13	2.59	3.00	3.99	3.00	7.59	4.42

外国人は除外した。
冶金科は1906（明治39）年から採鉱冶金科となった。
各年の「文部省年報」による。

を生じさせたとと思われる。1904（明治37）年から、出願に際して第3志望まで学科名を記入することを認めるようになったのはそのためであろう。

1906（明治39）年以降は、平均競争率は3倍を越えるようになる。競争率の低い窯業科でも2倍前後になってきた。これは、中学校の数が急速に増加しつつあったこと、日露戦争後の工業の発達が発達が少年達に工業界への展望を少しずつ開かせていったこと、などの影響とみることができよう。

とくに1908年に創設された電気科の人気はすさまじく、その競争率は1908年には機械科の3.5倍をうまわる4.3倍、翌1909年には5.8倍にもなった。電気科に志願者が集中する傾向はその後も持続していった。

1913（大正2）年以降になると平均競争率は4倍を越えるようになり、1918年にはついに7.4倍にも達した。これは、第1次世界大戦に伴う工業界の繁栄の影響であったと思われる。1920（大正9）年から競争率が連年下降したのは、大戦後の不況を敏感に反映したものであろう。前述のように、1921年からは官立高校も大阪高工と同じ3月に入試を実施することになったから、その影響もあったであろう。1922年頃からは、たんに不況の影響だけでなく、高校、高農、高工、高商の増設が相ついでから、競争率が低下するのは当然であった。官立高等工業学校についてみれば、1919（大正8）年には東北帝大工学専門部（1921年より仙台高等工業となる）をふくめて9校に過ぎなかったが、1920年に2校、1921年に2校、（うち1校は明治専門学校の私立から官立への移管）1922年に2校、1923年に2校、1924年に2校、1925年に1校と6年間にじつに11校も増設された。このため、官立高工の本科入学者は1919年の989名（東北帝大工学専門部の97名をくわえると1,086名）から、1925年の2,444名へと2.5倍近くまで急増した。これが大阪高工をふくむ官立高工の競争率を僅かなり緩和させる条件となったことはいうまでもない。

1926（大正15）年から競争率は再び上昇傾向に転じた。これは、一部は官立高工の新設がなくなったことにもよろうが、基本的には進学熱の高揚によるとみるべきであろう。

創設から廃止までの全期間の学科別競争率を平均してみると、全体としては4.42倍であった。そのなかで電気科（7.59倍）が群を抜いて高く、機械科（5.75倍）、応用化学科（4.88倍）、造船科（3.99倍）がつづいた。最も競争率が低かったのは染色科（1.75倍）、窯業科（2.13倍）で、結局この2学科は早期に廃科となった。

入学志願者・入学者の入学前の学歴

大阪高工の『学校一覧』には、入学志願者・入学者の入学前の学歴に関する記述はない。『文部省年報』では、入学者の入学前の学歴が1906（明治39）年から1921（大正10）年まで記載されている（表8）。これによると、例年入学者の大部分は中卒者で占められ、工業学校卒業者が10名を越えたのは1921年だけであった。専検の試験検定を経て入学した者は、工業学校卒業者よりもいっそう少なく、1人もいない年も稀れではなかった。ただし、『文部省年報』には入学志願者の入学前の学歴別内訳がないので、中卒者以外の学歴者がどのくらい受験していたのかは不明であるから、入学者中に中卒以外の学歴者が少ない理由は明らかでない。

1921（大正10）年については、入学志願者・入学者の入学前の学歴等の概要が『文部時報』No.43（1921年7月1日）に報ぜられている。それによると、中学校卒の志願者は669名で入学

表8 大阪高工入学者の入学前の学歴（1906～1921）

年	中学校卒	工業学校卒	専検合格	計
1906 (M39)	179	1	—	180
1907 (40)	176	2	2	180
1908 (41)	204	7	2	213
1909 (42)	182	5	—	187
1910 (43)	180	8	—	188
1911 (44)	184	4	—	188
1912 (45)	193	2	1	196
1913 (T 2)	192	4	—	196
1914 (3)	186	3	—	189
1915 (4)	163	7	—	170
1916 (5)	185	2	2	189
1917 (6)	187	4	1	192
1918 (7)	194	6	5	205
1919 (8)	183	4	3	190
1920 (9)	162	6	8	176
1921 (10)	160	17	—	177

各年の『文部省年報』による。

者168名（合格率25.1%）、実業学校卒の志願者は99名で入学者は17名（合格率17.2%）であった。

1925～1928年については、各年の『実業専門学校等入学志願者入学者ニ関スル諸調査』に、入学志願者・入学者の学歴別内訳等が詳細に報告されている（表9）。この表中に「指定」とあるのは、その学校の卒業者に専検の無試験検定合格の資格が与えられている学校の卒業者をさし、大阪高工の場合にはそのほとんど全部が工業学校卒業者とみてよい。「検定」とあるのは、専検の試験検定合格者をしめす。

この4年間についてみると、推測されたことではあるが、専検の試験検定を経た受験者は例年極めて少数であったことがわかる。工業学校卒業の志願者は140名前後、全志願者の1割強を占めるのがふつうであった。工卒者の志願者・入学者中の比率の平均は次の如くであった。

表9 大阪高工の入学志願者・入学者の学歴（1925～1928）

分母は受験者数、分子は入学者数

年	学科 学歴	採治	造船	醸造	応化	電気	船機	機械	計（合格率）
		1925 (T14)	中卒	$\frac{15}{33}$	$\frac{14}{34}$	$\frac{33}{110}$	$\frac{24}{74}$	$\frac{25}{158}$	
	指定	$\frac{6}{12}$	$\frac{4}{11}$	$\frac{0}{7}$	$\frac{6}{30}$	$\frac{0}{22}$	$\frac{1}{9}$	$\frac{11}{40}$	$\frac{28}{131}$ (21.4)
	検定	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	$\frac{21}{45}$	$\frac{18}{45}$	$\frac{33}{117}$	$\frac{30}{104}$	$\frac{25}{180}$	$\frac{16}{49}$	$\frac{44}{195}$	$\frac{187}{735}$ (25.4)
1926 (T15)	中卒	$\frac{21}{35}$	$\frac{15}{42}$	$\frac{35}{99}$	$\frac{27}{107}$	$\frac{25}{277}$	$\frac{16}{42}$	$\frac{34}{289}$	$\frac{173}{891}$ (19.4)
	指定	$\frac{0}{5}$	$\frac{1}{7}$	$\frac{0}{6}$	$\frac{3}{50}$	$\frac{1}{27}$	$\frac{1}{14}$	$\frac{8}{47}$	$\frac{14}{156}$ (9.0)
	検定	—	$\frac{1}{1}$	—	—	—	—	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$ (66.7)
	計	$\frac{21}{40}$	$\frac{17}{50}$	$\frac{35}{105}$	$\frac{30}{157}$	$\frac{26}{304}$	$\frac{17}{56}$	$\frac{43}{338}$	$\frac{189}{1,050}$ (18.0)
1927 (S 2)	中卒	$\frac{17}{35}$	$\frac{16}{68}$	$\frac{37}{125}$	$\frac{21}{129}$	$\frac{22}{244}$	$\frac{18}{73}$	$\frac{38}{272}$	$\frac{169}{946}$ (17.86)
	指定	$\frac{3}{15}$	$\frac{3}{14}$	$\frac{0}{6}$	$\frac{8}{34}$	$\frac{3}{21}$	$\frac{1}{14}$	$\frac{4}{40}$	$\frac{22}{144}$ (15.27)
	検定	—	—	—	$\frac{0}{1}$	$\frac{0}{1}$	$\frac{0}{1}$	$\frac{2}{2}$	$\frac{2}{5}$ (40.0)
	計	$\frac{20}{50}$	$\frac{19}{82}$	$\frac{37}{131}$	$\frac{29}{164}$	$\frac{25}{266}$	$\frac{19}{88}$	$\frac{44}{314}$	$\frac{193}{1,095}$ (17.62)
1928 (S 3)	中卒	$\frac{19}{47}$	$\frac{22}{57}$	$\frac{33}{143}$	$\frac{30}{172}$	$\frac{25}{323}$	$\frac{18}{70}$	$\frac{41}{353}$	$\frac{188}{1,165}$ (16.1)
	指定	$\frac{1}{12}$	$\frac{0}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{1}{35}$	$\frac{0}{17}$	$\frac{2}{14}$	$\frac{2}{45}$	$\frac{11}{147}$ (7.5)
	検定	—	—	—	—	$\frac{0}{4}$	$\frac{0}{1}$	—	$\frac{0}{5}$ (0.)
	計	$\frac{20}{59}$	$\frac{22}{69}$	$\frac{38}{155}$	$\frac{31}{207}$	$\frac{25}{344}$	$\frac{20}{85}$	$\frac{43}{398}$	$\frac{199}{1,317}$ (15.1)

各年の『実業専門学校等入学志願者入学者ニ関スル諸調査』による。
数字は原表のまま。

	1921	1925	1926	1927	1928
志願者中の工卒者(%)	12.9	17.8	14.9	12.8	11.2
入学者中の工卒者(%)	9.2	15.0	7.4	11.3	5.0

中学校と工業学校とでは学科課程が違っているのに、試験科目とその程度が中学校卒を基準にされていたことを考えると、工業学校卒業者はがんばっていたというべきであろう。なお、工卒者の合格率および工卒者が入学者中に占める比率は、比較的高い年と前年の半分程の年とが隔年になっていることが注目されるが、その理由は不明である。

競争率が学科によって違っていたから合格率も科によって違う。人気の高かった電気科は工卒者にとってはとくに厳しい科であった。

まとめにかえて

本稿では、筆者は大阪高工の入学者選抜の制度とその変遷を明らかにすること自体を目的とした。この所期の目標に照らしてみると予期以上に種々な事実を明らかにし得たと思っている。しかし、これまで調べた盛岡高等農林や東京高等工業などの入学者選抜制度の歴史に比較してみると、特別に重要な新たな発見はなかったように思える。強いて一つの成果といえば、判明しにくいかと思われた専門学校令以前の入学者選抜に関する制度の概略が意外に明らかになったことくらいであろうか。前おきをこの位にして、若干の感想を記しておく。

専門学校令以前の大阪高工は、中卒者には5科目、中卒でない者には10科目に及ぶ学科試験を課して選抜をしていた。中学校がまだ充分には普及していない時期だから、学歴ではなく学科試験で選抜したのは当然といえば当然だが、この時期の入学者の入学前の学歴や選抜の実態が解明できないのがいかにも残念である。

規則だけだが、発足時から入学者選抜を学科試験の結果だけで実施していたことも、周知のこととはいえ改めて確認されている。他の学校の例からみて学科試験はいわゆるペーパーテストであったと思われるが、確認したいことであった。

専門学校令以前の東京工業学校では、生徒の推薦を地方庁に依頼したり、入学者選抜を地方庁あるいは地方の尋常中学校に依頼するなど、生徒の募集や選抜には種々な方策を試みていた。これにくらべると大阪高等工業は、1886年に中等程度の実業学校と発足した当時はもちろんのこと、1899年に専門学校程度の学校となっても、基本的には自校の手のみで募集と選抜を実施していた。1902年以前のデータが不詳なので確言はできないが、1903年以降のデータからみれば、後年程の競争率にはならなかったにしても、自力で応募者を集めることはできたように思われる。東京工業学校とは10年程の時代差、おりからの産業革命の始まった大阪という立地がこれを可能

にしたのであろうか。東京高工は1905年まで地方入試を実施したのに、大阪高工はついに地方入試を一度も行なわなかった。

大阪高工は創設の時から東京高工の手嶋精一の影響を受けていたといわれるが、入学者選抜の方法は全く独自に実施されていたことは、注目してよいのかも知れない。たとえば無試験検定による入学者選抜方式を併用することも東京高工よりずっと遅れていたし、東京高工がこの方式を廃止しても大阪高工は最後まで続けている。高等学校大学予科は1902年から統一的な選抜方式を採用するようになった。同じ官立学校でも専門学校では同種の学校でも選抜方式の統一はしなかったわけである。試みられたのは選抜期日に関する同種校同士の協調だけであった。(これまでの筆者の知見では、官立医学専門学校のみは、ある時期から選抜方式を統一したのではないかと思われるのだが、目下のところ調査不十分のため未詳である。)

大阪高工の入学者選抜制度は、専門学校令以後は、1912年から無試験検定入試を併用するようになったこと、入試の期日を1911年からは4月上旬に、学年4月始期になってからは3月末に実施するようになったこと、5科目であった学科試験科目のうち1910年から国語が除かれたこと、などの若干の変化を別とすれば比較的長期にわたって安定していた。選抜方法をしばしば変更した盛岡高等農林学校がこの点で例外的であったのかどうかは、もう少し広範な調査をしなくては確言はできない。

年を追って大阪高工の入試をめぐる競争率は激化する傾向にあった。選抜方法の上で工業学校卒業者に対する特別な配慮がなかったためもあり、工卒の受験者・入学者は極めて僅かであった。これは、農業学校卒業者を比較的多く入学させた高等農林、商業学校卒業者を比較的多く受け入れた高等商業と著しく異なる点であった。

さいごに資料について一言しておく。

入学者選抜に関する研究がおこなわれている理由の一つは、選抜に関する資料は公開されにくい性質をもっているからである。しかし、当該校の『学校一覧』などを利用すれば、入学者選抜の制度はかなり明らかにし得ることが、今回の調査でもわかってきた。こうなると、『学校一覧』を多数揃えている公共的な図書館のないことが難点になってくる。この調査研究をまとめ得たのは、大阪高工の『学校一覧』を殆ど全部にわたって調査することができたからである。

筆者が参照した大阪高工の『学校一覧』を以下にまとめて記しておく。

『大阪工業学校一覧』

「従明治30年 至明治31年」 (1898年 1月)

「従明治31年 至明治32年」 (1899年 1月)

「従明治32年 至明治33年」 (1899年 12月)

「従明治33年 至明治34年」 (1901年 2月)

『大阪高等工業学校一覧』

- 「従明治34年 至明治35年」 (1902年 1月)
「従明治35年 至明治36年」 (1903年 2月)
「従明治36年 至明治37年」 (1904年 1月)
「従明治37年 至明治38年」 (1904年12月)
「従明治38年 至明治39年」 (1905年12月)
「従明治39年 至明治40年」 (1907年 1月)
「従明治40年 至明治41年」 (1907年12月)
「従明治41年 至明治42年」 (1908年12月)
「従明治42年 至明治43年」 (1909年12月)
「従明治43年 至明治44年」 (1910年12月)
「従明治44年 至明治45年」 (1911年12月)
「自大正 2年 至大正 3年」 (奥付欠損)
「自大正 3年 至大正 4年」 (1914年12月)
「自大正 4年 至大正 5年」 (奥付欠損)
「自大正 5年 至大正 6年」 (1916年10月)
「自大正 6年 至大正 7年」 (1917年11月)
「自大正 7年 至大正 8年」 (1919年 2月)
「自大正 8年 至大正 9年」 (1920年 1月)
「自大正 9年 至大正10年」 (1921年 2月)
「自大正10年 至大正11年」 (1922年 4月)
「自大正11年 至大正12年」 (1922年12月)
「自大正12年 至大正13年」 (1924年 3月)
「自大正13年 至大正14年」 (1924年10月)
「自大正14年4月至大正15年3月」 (1925年12月)
「自大正15年4月至昭和2年3月」 (1927年3月)
「自昭和2年4月 至昭和3年3月」 (1927年11月)
「自昭和3年4月 至昭和4年3月」 (1928年12月)

本稿では「従明治34年至明治35年」とするところを「明治34～35年」と略記してある。「明治45～大正2年」に相当するものは筆者未見である。

『学校一覧』等に記載された条文によって選抜制度を再生してみることはできるが、ここには一つの重大な難点がある。規則どおりに実施されたかどうかを確認されているわけではないからであ

る。たとえば大阪高工は、学則を変更せずに内規によって1913年から無試験検定入試を併用することになったが、もしこの内規が『学校一覧』に記載されていなかったとすれば、この事実を知ることが容易ではなかった筈である。筆者の調査研究は、目下のところ、入学者の選抜は学則の記載どおりに実施されたであろうことを重要な前提として記述されているのである。

さいごになったが、この調査研究については、資料閲覧の面で朴木佳緒留（神戸大学）、横山悦生（京都大学大学院生）、国立国会図書館、神戸大学附属六甲台図書館、京都大学附属図書館に大変お世話になった。記して謝意を表す。

〔付記〕本稿は、昭和60年度科学研究費補助金（一般研究B）を受けた「わが国大学入学試験制度の総合的調査研究（アーティキュレーション問題を中心に）」の研究成果の一部である。

大阪高等工業学校の入学者選抜制度史略年表

	入学資格	入学試験科目	選抜試験期日	志望学科の指定
1896 (M29)	5. 大阪工業学校設立 (機械、応化染色、窯業、醸造、冶金の6学科)	・ 満14年以上25年以下、高小卒以上。		
97				
98				
99	6. 学則を大幅に改正。	・ 満17年以上25年以下、中卒者は定員(募集人員の半数)以内なら無試。		
1900 (M33)	船体、機関の2学科増設、8学科となる。			
01	5. 大阪高等工業学校と改称。			
02				
03	(4. 専門学校令施行)	・ 満17年以上の男子、中卒、工卒、専検合格、または高検合格。		
04				
1905 (M38)				
06	染色科廃止、7学科となる。			
07				
08	電気科設置、8学科となる。			
09				
1910 (M43)				
11				
12				
13 (T 2)				
14				
1915 (T 4)	窯業科廃止、7学科となる。			
16	この年より学年4月始期制。			
17				
18				
19				
1920 (T 9)	工業教員養成所を附設			
21	(機械、応化、電気の3学科)			
22				
23				
24				
1925 (T14)				
26				
27 (S 2)				
28				
1929 (S 4)	4. 大阪工業大学発足			